

第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

令和6年9月19日 子育て総務課

栃木市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度を初年度とする第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年～令和6年度）を策定しています。

この計画に基づく施策の実施状況について、同法に基づく国の基本指針により公表するものです。

1 令和5年度の進捗状況

市町村は、国が示す基本指針に即して、教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期等の義務的記載事項のほか、任意的記載事項等を規定した五年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

第二期栃木市子ども・子育て支援事業計画は、目標年度である令和6年度の数値目標として、6つの基本施策を設定しております。

令和5年度の進捗状況をみると、各年度の目標値が設定されている義務的記載事項（基本施策1及び基本施策2）については、目標値を達成したと評価できる項目が11項目（約61%）、基準値（前年度）より改善したと評価できる項目が6項目（約33%）となった。

令和4年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が出ている事業はあるものの、その事業については令和4年度の実績値に比べ改善が見られました。全体的には、目標とする子ども・子育て支援に係る環境整備はおおむね順調に進んでいると判断します。

【義務的記載事項指標総括表】

目標値に対する達成状況を次のとおり評価します。

区分	目標値達成状況の判断
A	目標値を達成した。
B	目標値は未達成だが、前年度より改善した。
C	目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

基本施策1 幼児期における学校教育・保育の充実（教育・保育施設の量の見込みと確保の方策）

施策項目	年齢	対象事業	達成状況			備考
			A	B	C	
(1) 1号認定	3～5歳	認定こども園	○			
(2) 2号認定	3～5歳	認定こども園・保育園	○			
(3) 3号認定	0歳	認定こども園・保育園・特定地域型保育事業	○			
(4) 3号認定	1・2歳	認定こども園・保育園・特定地域型保育事業	○			

基本施策2 地域における子育て・子育ての支援

（地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策）

施策項目	対象	達成状況			備考
		A	B	C	
(1) 時間外保育（延長保育）	0～5歳	○			
(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校1年～6年生		○		※1
(3) 放課後子ども教室	すべての子ども		○		※2
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳	○			
(5) 地域子育て支援拠点事業	0～5歳		○		※3

施策項目	対象	達成状況			備考
		A	B	C	
(6) 一時預かり事業					
①認定こども園の在園児を対象とした預かり保育	3～5歳	○			
②在園児以外を対象とする一時預かり事業	0～5歳	○			
(7) 病児保育事業	0～8歳 (小学3年生まで)	○			
(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児、小学生		○		※4
(9) 利用者支援事業	子どもの保護者 (妊産婦も含む)	○			
(10) 妊産婦健康診査	すべての妊産婦		○		※5
(11) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児 のいる全ての家庭		○		※6
(12) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な 家庭(妊産婦も含む)			○	※7
(13) 実費徴収に係る補足給付事業	補足給付が特に必要な 家庭(主に低所得世帯)	○			
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	—	—	—	

(令和5年度目標値に実績値が達しなかった主な理由)

- ※1 学童保育によっては待機児童の発生もあるが、全体として利用者が大きく増えなかった理由は、新型コロナウイルス感染症対策としての密の回避、利用を控える動きが引き続いているものと考えられる。
- ※2 公民館における子ども対象の講座については、11公民館全てにおいて実施できたものの、放課後学習教室では学習ボランティアの確保が難しく開催できなかった学校があったことが理由として考えられる。
- ※3 利用者数の目標値が達成できていない理由として、地域子育て支援拠点事業の周知が不十分であることが原因のひとつとして考えられる。しかしながら、令和5年度から一般型の施設が2箇所増え、令和4年度と比較して10%程度増加している。また、令和5年度からすすく子育て応援事業として、新たにお子さんが生まれた家庭に対し、児童手当窓口と地域子育て支援センターにおいて、紙おむつなどの育児用品の支給を開始したため、施設を利用する機会の創出につながっている。なお、地域子育て支援センターでは、初めて子育てを経験する保護者の子育てに関する相談支援等を実施しており、乳幼児及び保護者の相互交流の場となっていることから、地域子育て支援センターの利用を通して、子育ての不安や悩みを共有・共感することが可能となるとともに、子育ての不安や悩みを抱える父母等と職員が関わるができるようになり、早期支援が可能となっている。
- ※4 活動件数(依頼件数)が減少傾向にある理由としては、民間事業者による類似サービスの利用などが考えられ、引き続き、積極的に事業の周知を行うとともに、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)と連携しながら、活動内容の充実及び活動件数の増加を図る必要がある。
- ※5 妊娠届出数の減少から妊産婦健康診査受診者数の減少となっていると考えられる。
- ※6 妊娠届出数の減少から乳児数は減少し、それに伴い訪問数も減少していると考えられる。
- ※7 対象世帯において訪問ではなく来所相談や電話相談等の対応も増えてきたことによる訪問頻度の減少や、母子保健部局の産後ヘルパーの事業による育児家事援助が充実してきたことから、養育支援員の訪問が介護士等による育児家事支援から、保育士等の専門的立場からの相談支援中心になってきたことが理由として考えられる。

2 今後の対応

令和6年度の目標達成に向け、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するとともに、安全・安心な子育て環境の確保のための新たな施策の検討を行います。

また、令和7年度を新たな計画期間の初年度とする次期計画(第三期栃木市子ども・子育て支援事業計画)を策定するに当たり、現行計画の年度ごとの実施状況等を踏まえた評価及び課題の分析を行いつつ、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った子育て支援施策の企画立案等を行います。